

平成24年12月27日

居宅介護支援事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

特定事業所加算について（通知）

日頃から、本市介護保険事業運営に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、次年度に特定事業所加算を算定する居宅介護支援事業所におかれましては、現在、次年度の研修計画を策定するなど準備を進めておられることと存じますが、計画的な研修を実施するため、下記「1 計画的な研修の実施について」に留意していただき研修計画を策定してください。

また、下記「2 伝達等を目的とした会議について」を参照いただき、当該加算の趣旨を踏まえた上で、ケアマネジメントの向上に繋がる会議となるよう配慮してください。

なお、研修計画や会議の議事録については、今後のケアプラン点検におけるプロセスチェック等において確認させていただく予定です。

記

1 計画的な研修の実施について

研修計画は、事前に定める必要があることから、次の事項に留意して、年度が始まる3月前までに策定してください。なお、研修計画には作成日を記載しておいてください。

- ① 事業所に所属する全ての介護支援専門員について、毎年度のスキルアップを目指し、経験年数や個人の能力等を考慮し、個別に目標等を設定する必要があり、定期的に目標等の達成状況を確認できる計画であることが望ましい。
- ② 本来の業務に支障をきたすこととならないように、誰が、何時、どのような研修に参加することが最適なのか、スケジュール等を予め調整しておく必要がある。

2 伝達等を目的とした会議について

会議は、週1回以上開催してください。

議題は、事業所内の会議等で討議する必要がある問題を議題として取り上げ、ケアマネジメントの質の向上に繋がるよう、様々な切り口から討議し、その討議内容は議事録として2年間保存しておいてください。

(問い合わせ先)

介護保険課事業者指導係

Tel:082-504-2183

Fax:082-504-2136